

R7取組実施プロセスシート

美化衛生部

No.	所管部課	総合計画		事業名	細事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況及び課題	共同所管
		分野別目標	施策									
1	美化推進課	4.快適な環境で暮らせる川西の実現	10.環境	ごみ減量化とリサイクル推進事業	ごみ減量化とリサイクル推進事業	資源ごみの持ち去り防止対策	市内で排出される資源ごみの持ち去りを防止するために「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正します。	【4～9月の目標】(全体達成率:50%) ・議員協議会開催とパブコメの実施 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) ・12月議会に条例改正案と持ち去り対策の補正予算案を上程 ・可決後、市民周知	4月:政策調整会議(パブコメ前) 5月:議員協議会資料作成 6月:議員協議会開催、パブコメ募集 7月:パブコメ回答作成 8月:政策調整会議(パブコメ後) 9月:議員協議会開催、パブコメ回答公表 10月:議案・補正予算案提出 12月:12月議会 1～3月:コミ、自治会、広報誌等周知	→	4月:政策調整会議、議員協議会日程調整 5月:5/15審議会に対処方針を報告 5/27政策調整会議(議員協議会・パブコメ実施決定) 6月:6/20議員協議会開催、パブコメ実施(7/1～30)準備・広報 7月:パブコメ募集・回答作成 8月:パブコメ回答・改正内容作成(8/26市長副市長協議) 9月:9/5政策調整会議 9/24議員協議会、パブコメ結果公表準備、12月議案上程準備 10月:12月議会議案書作成・提出	
2	美化推進課	4.快適な環境で暮らせる川西の実現	10.環境	ごみ減量化とリサイクル推進事業	ごみ減量化とリサイクル推進事業	ごみ減量、再資源化施策の実施	一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標達成に向け、食品ロスの削減やリサイクルなど、ごみ減量・再資源化施策を着実に進めます。	目標:ごみ減量分別再資源化広報回数 60回 (広報誌・Rかにし・SNS他媒体) 【4～9月の目標】(全体達成率:50%) ・既実施の施策の効果的な実施検討・順次実施 ・新規施策の実施内容検討 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) ・既実施の施策の効果的な実施	●既実施施策の見直し 4月:広報計画作成(広報、Rかにし、SNS等) 既実施施策の見直し検討 事業ごみ、食ロス(学校、家庭)、フロンジ ミターなど 5～3月:既実施施策を順次実行 ●新規施策の検討 4月:情報収集、事業構築の検討(廃食用油) 7月:新規施策実施計画 10月:新規施策予算要求	→	●既実施施策の見直し 4月:広報計画作成完了(減量・分別関係、73回発信予定) フロンジ ミター実施内容決定、事業系・食品ロス削減方針検討 5月:ジ・フイ活用ふくれし1回目実施、フロンジ ミター募集 6月:ジ・フイ活用ふくれし2回目実施、フロンジ ミター11名申込、事業系ごみ減量計画書提出催促、ア・ラ容分別動画作成 7月:フロンジ ミター委嘱、環境JICA出張 ジ・フイ活用ふくれし3回目実施 市長協議、ごみ排出量報告と意見交流会方針協議 8月:フロンジ ミター、各カパ・のフロンジ 内容決定 ジ・フイ活用ふくれし、秋開催@美化庁舎検討 ごみ排出量報告と意見交流会開催検討 9月:ジ・フイ活用ふくれし、美化庁舎準備(10/13開催) 9/24市長協議、ごみを「めくる」意見交流会方針決定 10月:フロンジ ミター、民間企業ごみ減量講座 10/13 ジ・フイ活用ふくれし開催 41組 211kg(次回2月開催) ●新規施策の検討 4月:廃食用油のリサイクルについて情報収集 5月:5/15審議会で廃食用油について協議 リチウム蓄電池等の収集について国崎・構成市町と協議開始 6月:リチウム蓄電池、R8.4月から分別収集する方針で協議推進 7月:廃食用油、小型家電・リチウム蓄電池等対応実施計画提出 8月:リチウム蓄電池対応方針、1市3町大枠決定 9月:実施内容の検討 10月:膨張リチウム回収拠点調整(環境政策課、南北消防署) 予算要求	
3	美化衛生課	4.快適な環境で暮らせる川西の実現	10.環境	分別収集事業	分別収集事業	災害時の収集体制の構築	災害時の家庭ごみの収集体制(直営・民間委託事業者)について検討します。	【4～9月の目標】(全体達成率:50%) ・事例等情報収集 【10～3月の目標】(全体達成率:50%) ・R8からの受託予定事業者と具体的な協議 ・収集体制を策定	4月:事例等情報収集・検討 5月:委託事業者協議 (6～8月:委託事業者選定作業中) 10～12月:委託事業者協議 1～3月:災害時収集体制の策定	→	4月:収集業務委託事業者間取り(1社) 5月:収集業務委託事業者間取り(3社) 6・7月:国崎構成市町の合同研修申込 8月:合同研修日程調整 9月:合同研修日程決定(10/24@国崎) 10月:研修受講	
4	美化衛生課	4.快適な環境で暮らせる川西の実現	10.環境	広域ごみ処理施設管理運営事業	広域ごみ処理施設管理運営事業	国崎クリーンセンター基幹改良事業に係る負担金の精査	国崎クリーンセンター基幹改良工事の負担額の精査(灰溶融炉の廃止等による改良焼却炉の性能と経費を精査する。)	【4～9月の目標】(全体達成率:50%) ・提案書提出、落札者決定 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) ・基本協定、事業仮契約、事業契約締結	4月:質問受付、回答作成 6月:提案書受付、基礎審査 7月:技術ヒアリング、審査調評作成 8月:技術ヒアリング・調査調評実行予算 9月:審査調評の公表 10月:基本協定締結 11月:事業仮契約、本契約締結	→	4月:質問受付、回答作成、公表 5月:市長協議(負担金按分方法に係る規約改正の方向性) 6月:提案書受付・基礎審査 7月:技術ヒアリング・調査調評作成・負担金按分方法調整 8月:提案者ヒアリング・審査・開札、優秀提案者決定(審査委員会) 審査結果資料作成 9月:9/9規約改正に向けた合同会議(負担割合) 10月:12月議会上程準備(議案作成・議会対応方針の調整)	
5	美化衛生課	4.快適な環境で暮らせる川西の実現	10.環境	環境衛生対策事業	環境衛生対策事業	専用水道・簡易専用水道・特設水道・飲用井戸の適正管理について	簡易専用水道の適切な水質管理・指導および飲用井戸の所有者把握、適正管理の指導をおこないます。	「簡易専用水道:継続事業」 【4～9月の目標】(全体達成率:50%) 検査結果の把握・不適格者について指導 【10～3月の目標】(全体達成率:50%) 検査結果の把握・不適格者について指導 「飲用井戸:新規事業」 【4～9月の目標】(全体達成率:60%) ・所有者の把握 ・実施計画の検討 【10～3月の目標】(全体達成率:40%) ・予算提出 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) 「特設水道:新規事業」 ・検査実施の指導(県条例に規定)	「簡易専用水道」① 【毎月】:検査結果把握 不適格者指導 「飲用井戸」② 5月:他市の状況調査(台帳整備等について) 6月:所有者把握(広報紙掲載)、所有者台帳整備 台帳整備について委託の検討 7月:実施計画 10月:予算提出 「特設水道」③ 検査の実施指導	→	4月:①毎月処理実施 ②下水道課と打合せ:情報提供依頼 ③未着手 5月:①毎月処理実施 ②他市HP調査(6月継続) ③未着手 6月:①毎月処理実施 ②他市HP調査 既存台帳整備中(紙ベース⇒データ化) 上下水道部データについて..既存データが完成後に突き合わせをしたい旨を報告 ③未着手 7月:①毎月処理実施 ②既存台帳整備中(紙ベース⇒データ化) ③10月から着手(スケジュール見直し) 8月:①毎月処理実施 ②既存台帳整備中(紙ベース⇒データ化) ③10月から着手 9月:①毎月処理実施 ②既存台帳整備 ③検査結果受付(指導の必要なし) 10月:①毎月処理実施:【課題】検査機関から毎月報告される結果により書面による指導をおこなっていることに対し、不適格者の現地調査をおこなう必要がある ②既存台帳整備:【課題】飲用井戸に供されているか調査必要 ③本年度検査箇所は、検査終了(100%)・年内該当2件の検査結果が提出された	
6	美化衛生課	4.快適な環境で暮らせる川西の実現	10.環境	環境衛生対策事業	環境衛生対策事業	浄化槽台帳の電子化について	単独、合併浄化槽を把握し台帳を電子化します	【4～9月の目標】(全体達成率:30%) 台帳整備の方法を把握する 【10～3月の目標】(全体達成率:30%) 浄化槽設置箇所を把握する (次年度台帳整備予定 R8年7月目途)	6月～7月:台帳整備について調査 国や他市の動向を調査(補助金) 台帳整備について委託等を検討 11月～3月:設置箇所調査(県からの委託事務データと現況確認調査)	→	4月～5月:県通知内容とスケジュールの確認 6月:県照会(県のデータは、水質保全センターと同様) 水質保全センター照会(データの供与は可能である旨回答を得る)→7月に照会予定 7月:水質保全センターとの協議(データ供与の詳細について) 照会は、8月におこなう 8月:台帳記載内容協議(照会は9月に実施) 9月:水質保全センターから台帳データ入手(10月より台帳整備) 10月:台帳整備内容の課内協議	

R7取組実施プロセスシート

美化衛生部

No.	所管 部 課	総合計画		事業名	細事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況及び課題	共同所管
		分野別目標	施策									
7	美化衛生部	衛生管理課	4.快適な環境で暮らせる川西の表現	10.環境	畜場管理運営事業	畜場管理運営事業	畜場の管理について	1. 残骨灰を適切に処理し、含まれる有機物を売却します。 2. 畜場への進入路の冬期凍結を防止するため冬期融雪剤の散布をおこないます。 3. 指定管理者と連絡を密にし、連携を図ります。	【4～9月の目標】(全体達成率:100%) 1. 【5月】残骨灰:指定場所への納入の確認・有機物:売払い額の確認および調定 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) 2. 【10月】土木部と調整・委託化検討 【4～9月の目標】(全体達成率:50%) 【10～3月の目標】(全体達成率:50%) 3. 【2ヶ月毎】担当者会議の実施	1. 【5月】 残骨灰:指定場所への納入の確認 有機物:売払い額の確認および調定、公表 2. 【10月】土木部と調整(現契約で散布可能か)。不可能であれば、別途畜場進入路への融雪剤の散布契約 3. 4月・6月・8月・10月・12月・2月 担当者会議(9体火葬等)	→ 4月:有機物売払い金納入確認(21日) 担当者会議実施(9体火葬について) 5月:有機物売払い状況・廃入について市長・副市長報告(Garoonスペース利用) 6月:担当者会議(アンケートについて、照明のLED化について) 7月:9体火葬実施に向けた準備(本庁夜間受付けの変更点説明)→9体火葬は8月開始 アンケート内容チェック(修正有り) 融雪剤散布委託仕様書、土木部との調整 8月:9体火葬体制実施、火葬行計画修繕協議 9月:担当者会議(LED化、動物供養祭等協議) 10月:各種点検に合わせて供養祭実施 進入路融雪作業委託に向けて予算要求 【課題】現年の進入路融雪作業委託について事業者と協議が必要	